

建築省 告示第一号
国土交通省 告示第二号

「住宅」の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十三条第一項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年国土交通省 告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月三十日

建設省大臣 二階 俊博
国土交通大臣 余計 一雄

1-1-1(イ)中「防露性能の確保、換気量の確保」を「気密性の確保、防露性能の確保」と改定する。
 1-1-2中「及び1-4」を「1-5から1-9まで」又は「1-4から1-8まで」と改定する。
 1-3(ロ)中「日射遮蔽、結露防止及び気密」を「及び日射遮蔽」と改定する。
 1-3(イ)中「 K_U 」を「 K_{U1} 」及び「 K_{U2} 」とし、「 K_{U1} 」及び「 K_{U2} 」を「0.5以上であつて1-4の(2)で算出される相当隙間面積を助成した適切な数値」とし、「原則として0.5」と改定する。ただし、「熱回収装置」については「を備えた換気設備」とあつては「 G_{1-2} 」、「 G_{1-3} 」を「熱損失係数の算出に当たつては」を「 G_{1-2} 」及び「 G_{1-3} 」に「適切に低減させる」と改定する。
 1-3(イ)中「 $Q_{ns}=Q_{s+tm} \times (G_{1-1} \cdot A_{1-1}) \cdot P_{sp}/S-R_{1-1}$ 」及び「 $Q_{ns}=Q_{s+tm} \times (G_{1-2} \cdot A_{1-2}) \cdot P_{sp}/S-R_{1-2}$ 」及び「 $Q_{ns}=Q_{s+tm} \times (G_{1-3} \cdot A_{1-3}) \cdot P_{sp}/S-R_{1-3}$ 」を「 $Q_{ns}=Q_{s+tm} \times (G_{1-1} \cdot A_{1-1}) \cdot P_{sp}/S-R_{1-1}$ 」及び「 $Q_{ns}=Q_{s+tm} \times (G_{1-2} \cdot A_{1-2}) \cdot P_{sp}/S-R_{1-2}$ 」及び「 $Q_{ns}=Q_{s+tm} \times (G_{1-3} \cdot A_{1-3}) \cdot P_{sp}/S-R_{1-3}$ 」と改定する。

a 別表第2に掲げる地域の区分、日射を取り入れる工夫に於て次の表に掲げる補正係数

日射を取り入れる工夫	別表第2に掲げる地域の区分		
	(イ)	(ロ)	(ハ)
(イ)及び(ロ)に該当する住宅	1.04	1.06	1.10
(イ)及び(ロ)に該当する住宅			
(イ)及び(ロ)に該当する住宅	1.06	1.10	1.15
(イ)及び(ロ)に該当する住宅			
(イ)及び(ロ)に該当する住宅			

「日射を取り入れる工夫」とは、次の方法をいう。ただし、(イ)、(ロ)における開口部は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）4(1)イ又は(2)イに適合するものとする。

- (イ) 真南から東西 30° の方位における開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり 15% 以上となるもの
- (ロ) 真南から東西 30° の方位における開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり 17.5% 以上となるもの
- (ハ) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量（単位 1度につきキロジュール。以下同じ。）の合計が 50 以上となるもの
- (イ) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量の合計が 100 以上となるもの
- (ロ) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床以外の蓄熱に有効な熱容量の合計が 100 以上となるもの

「数値をいう。以下同じ」
 「なお、当該壁に設置された開口部の上部に、当該壁に接して張り出し寸法1,200ミリメートル以上のみさし（共用廊下、バルコニー等を含む。）がある場合には、当該開口部の夏期日射侵入率が0.7を乗じた値とすることができる。」
 1-4 気密性の確保
 室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

「防露性能の確保、換気量の確保」
 「気密性の確保、防露性能の確保」
 「住宅に設ける」
 「ただし書きに掲げる」
 「主として居住環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられたものに限り、避難用、救命用その他特殊な目的のための照明設備についてはこの限りではない。」
 「当該住宅の階数が1以上3以下の場合、当該住宅の階数が4以上15以下で、かつ、エレベーターが2台以上設置された場合又は当該住宅の階数が16以上で、かつ、エレベーターが3台以上設置された場合に限る。」
 「当該住宅の階数が4以上かつ15以下でエレベーターの台数が1台の場合又は当該住宅の階数が16以上でエレベーターの台数が2台以下の場合には1と」
 「次の表に掲げる評価点の合計に」
 「次の表に掲げる評価点の合計に」

措 置 状 況	点数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）を1台以上採用	40
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）を1台以上採用	20
上記に掲げるもの以外	0

別表第1を次のように改める。

地域の区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮城県、鹿児島県
VI	沖縄県

1 次の市町村には、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。
 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
 2 次の市町村には、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。
 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬川町を除く。）、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧盤谷町、旧花山村に限る。）、

山形県 米沢市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、朝日町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧郡山町を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、楡枝岐村、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯沼村

栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）、

群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）、

新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）、

長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、須坂市、小諸市、飯山市、野田村、上田市（旧真田町、旧砥石村に限る。）、限る。）、伊那市、茅野市、塩原市、佐久市、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原下郷村、原野町、箕輪町、南箕輪村、富田村、阿山形村、朝日村、池田町、松川村、下郷村、上松町、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村には、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東田利町を除く。）、湯上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大湯村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧土間町に限る。）、筑西市（旧園城村を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧五里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉湖村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、浅川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、中之条市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、下仁田町、南牧村、秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧阿神村に限る。）、

埼玉県 奥多摩町

東京都 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

- 石川県 白山市 (旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
- 福井県 大野市 (旧和泉村に限る。)
- 山梨県 甲府市 (旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市 (旧三富村に限る。)、北杜市 (旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市 (旧若川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町 (旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
- 岐阜県 中津川市 (旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市 (旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市 (旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市 (旧美並村を除く。)、下呂市 (旧金山町を除く。)、東白川村
- 愛知県 豊田市 (旧稲武町に限る。)
- 兵庫県 養父市 (旧関宮町に限る。)、香美町 (旧香住町を除く。)
- 奈良県 奈良市 (旧都祁村に限る。)、五條市 (旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市 (旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
- 和歌山県 かつらぎ町 (旧花園村に限る。)、高野町
- 鳥取県 倉吉市 (旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
- 島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町 (旧大和村に限る。)、邑南町 (旧石見町を除く。)
- 岡山県 津山市 (旧阿波村に限る。)、高梁市 (旧備中町に限る。)、新見市、真庭市 (旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町 (旧鏡野町を除く。)
- 広島県 府中市 (旧上下町に限る。)、三次市 (旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市 (旧佐伯町、旧吉木田村に限る。)、安芸高田市 (旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町 (旧加計町を除く。)、北広島町 (旧豊平町を除く。)、世羅町 (旧世羅西町を除く。)、神石高原町
- 徳島県 三好市 (旧東祖谷山村に限る。)
- 高知県 いの町 (旧本川村に限る。)
- 4 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。
 - 福島県 いわき市、広野町、楮葉町、富岡町、大熊町、双葉町
 - 栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市 (旧氏家町に限る。)、那須烏山市、上三川町、上野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
 - 新潟県 新潟市、長岡市 (旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市 (旧下田村を除く。)、村上市 (旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、名立町 (旧上越市、旧柿崎町、旧大瀧町、旧朝日村、旧吉川町、旧三和村、旧上越市に限る。)、阿賀野市 (旧京ケ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
 - 長野県 阿智村 (旧清内路村に限る。)、大鹿村
 - 宮城県 都城市 (旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市 (旧北方町に限る。)、小山市、气仙の市、高原町、西米良村、諾塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
 - 鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市 (旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町
- 5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。
 - 茨城県 神栖市 (旧波崎町に限る。)
 - 千葉県 銚子市
 - 東京都 大宮町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

- 静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 (旧西伊豆町に限る。)
- 三重県 尾鷲市、熊野市 (旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
- 和歌山県 御坊市、新宮市 (旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
- 山口県 下関市 (旧下関市に限る。)
- 徳島県 牟岐町、美波町、海陽町
- 愛媛県 宇和島市 (旧津島町に限る。)、伊方町 (旧伊方町を除く。)、愛南町
- 高知県 高知市 (旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐川市、香南市、東洋町、奈半利町、安田町、北山村、馬路村、芸西村、いの町 (旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町 (旧大月町に限る。)
- 福岡県 福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
- 長崎県 長崎市、佐世保市、島原市 (旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市 (旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、鹿町、佐々町、新上五島町
- 熊本県 八代市 (旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市 (旧松島町を除く。)、宇城市 (旧三角町に限る。)、天草市 (旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町
- 佐伯市 (旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧瀬江町に限る。)
- 大分県 備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画による表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画による表示されたものとする。

別表第2を次のように改める。

地域の区分	都道府県名 (沖縄県は対象外)
(イ)	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
(ロ)	宮城県、福島県、長野県、大分県、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
(ハ)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県
1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、(イ)地域に区分されるものとする。	
宮城県 登米市 (旧登米町、旧豊里村、旧米山町、旧津山町を除く。)、栗原市、大崎町、岩出山町、旧鳴子町に限る。)、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町	
福島県 福島市、会津若松市、白河市 (旧大信村に限る。)、須賀川市 (旧須賀川市を除く。)、桑折市、二本松市 (旧伊達市を除く。)、伊達市 (旧伊達町、旧月舘町に限る。)、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 (旧日本宮町に限る。)、鏡石町、天栄村、下郷町、楡枝峠村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢吹町、飯館村	

栃木県

日光市 (旧栗山村、旧藤原町に限る。) 那須町

群馬県

碓氷村、草津町、片品村、みなかみ町 (旧月夜野町を除く。)

長野県

長野市、松本市 (旧奈川村、旧安曇村に限る。) 須坂市、中野市、飯山市、塩尻市 (旧穂川村に限る。)

愛知県

豊田市 (旧蒲武町に限る。)

兵庫県

豊岡市、養父市、丹波市 (旧水上町、旧青垣町、旧市島町に限る。)

和歌山県

田辺市 (旧龍神村に限る。)

岡山県

津山市 (旧津山市を除く。)

山口県

萩市、長門市、阿武町、阿東町

徳島県

三好市 (旧三野町、旧山城町を除く。)

愛媛県

大洲市 (旧河辺村に限る。)

岩手県

宮古市 (旧新里村を除く。)

茨城県

石岡市、常陸太田市 (旧水府村、旧里見村に限る。)

栃木県

日光市 (旧栗山村、旧藤原町を除く。)

群馬県

高崎市 (旧倉湖村に限る。)

山梨県

甲府市 (旧上九一色村に限る。)

岐阜県

大垣市 (旧上石津町に限る。)

静岡県

静岡市 (旧上石津町に限る。)

愛知県

春日井市、豊田市 (旧豊田町、旧蒲武町を除く。)

三重県

津市 (旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る。)

京都府

京都市 (旧京都市に限る。)

滋賀県

大津市、湖南市、東近江市 (旧大津市、旧湖南市、旧東近江市に限る。)

奈良県

奈良市 (旧奈良市に限る。)

和歌山県

海南市 (旧海南市に限る。)

広島県

広島市 (旧広島市に限る。)

徳島県

吉野川市 (旧鴨島町を除く。)

香川県

高松市 (旧高松市に限る。)

高知県

本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町 (旧伊野町を除く。)

熊本県

八代市 (旧八代市に限る。)

大分県

中津市 (旧中津市を除く。)

宮崎県

五ヶ瀬町

3 次の市町村には、上の区分にかかわらず、(3)地域に区分されるものとする。

岐阜県

岐阜市、大垣市 (旧神石津町を除く。)

兵庫県

神戸市、姫路市 (旧家島町に限る。)

岡山県

岡山市 (旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。)

広島県

呉市、尾道市 (旧因島市、旧瀬戸田町に限る。)

山口県

防府市、和木町、上関町、田布施町、平生町

愛媛県

松山市、今治市、宇和島市 (旧津島町に限る。)

福岡県 大牟田市、久留米市（旧城島町、旧三藩町に限る。）、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町

佐賀県 佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町に限る。）、小城市（旧芦刈町に限る。）、神埼市（旧千代田町に限る。）、太良町

長崎県 長崎市、佐世保市（旧佐世保市に限る。）、島原市、諫早市（旧多良良町、旧小長井町に限る。）、対馬市、西海市（旧西彼町を除く。）、雲仙市（旧国見町、旧福徳町、旧南串山町に限る。）、南島原市（旧有家町、旧布津町、旧深江町を除く。）、長与町、時津町

備考 この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

Ⅰの知照 平成二十一年四月一日から適用される。

○建設費調査地区別

エネルギーの配給の困難な地域（昭和三十四年建設省令第十四号）第六十七條の区域に指定された建設費調査地区別は、建設費調査地区別の表に掲げる基準一次エネルギー消費量を同一表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値を、新築する一戸建ての住宅における一次エネルギー消費量（2に定める方法により算定した数値をいう。）を同一表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値で除した数値が1を下回らないようにすること。

建設費調査地区別 建設費調査地区別 建設費調査地区別

Ⅰ 判断の基準
エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第15条の2に規定する一戸建ての住宅を新築する住宅事業建築主は、目標年度（平成25年4月1日から始まり平成26年3月31日に終わる年度）以降の各年度において、次の表の右欄に掲げる基準一次エネルギー消費量を同一表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値を、新築する一戸建ての住宅における一次エネルギー消費量（2に定める方法により算定した数値をいう。）を同一表の左欄に掲げる区分ごとに新築する一戸建ての住宅の戸数により加重平均した数値で除した数値が1を下回らないようにすること。

地域の区分	暖冷房方式に係る区分	分	
		基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキワジュール)	
Ⅰ a	すべての暖冷房方式	124	
	すべての暖冷房方式	113	
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	97	
Ⅰ b	温水暖房、蓄熱暖房その他の居室を連続的に暖房又は冷房する方式	99	
	ルーフエアコンデイツヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	62	
	ルーフエアコンデイツヨナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	57	

Ⅲ	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	102
	温水暖房、蓄熱暖房その他の居室を連続的に暖房又は冷房する方式	102
	ルーフエアコンデイツヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	62
Ⅳ a	ルーフエアコンデイツヨナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	57
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	92
	ルーフエアコンデイツヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	56
Ⅳ b	ルーフエアコンデイツヨナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	52
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	89
	ルーフエアコンデイツヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	53
Ⅴ	ルーフエアコンデイツヨナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	49
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式	75
	ルーフエアコンデイツヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式	46
Ⅵ	ルーフエアコンデイツヨナーの主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式	43
	ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に冷房する方式	72
	ルーフエアコンデイツヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に冷房する方式	40
Ⅶ	ルーフエアコンデイツヨナーの主たる居室を間欠的に冷房する方式	38

1 「地域の区分」とは、別表第1に定める地域の区分をいう。

2 ダクト式換気設備又は壁式同時給排型換気設備を住宅に設置する場合は、上表に掲げる基準一次エネルギー消費量に、主たる機械換気設備の種類に応じて(1)から(3)までに掲げる数値を加えた値を基準一次エネルギー消費量とする。

- (1) ダクト式第一種換気設備 4.9
 - (2) ダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 1.2
 - (3) 給排型壁付けファン 4.9
- 3 新築時に暖冷房設備が設置されていない場合は、地域の区分に応じて(1)から(3)までに掲げる暖冷房方式に係る区分を適用する。

- (1) Ia及びIb地域 すべての暖冷房方式
- (2) II、III、IVa及びIVb地域 ルームエアコンデイシヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式
- (3) V及びVI地域 ルームエアコンデイシヨナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式

2 一次エネルギー消費量の算定方法

2-1 1の一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$Et = Eh + Ec + Ev + El + Ew - Es$$

この式において、Eh、Eh、Ec、Ev、El、Ew及びEsは、それぞれ次の数値（単位 1年につきキガジュール）を表すものとする。

- Eh : 一次エネルギー消費量
- Eh : 暖房設備の一次エネルギー消費量
- Ec : 冷房設備の一次エネルギー消費量
- Ev : 全般換気用の機械換気設備の一次エネルギー消費量
- El : 照明設備の一次エネルギー消費量
- Ew : 給湯設備の一次エネルギー消費量
- Es : エネルギー利用効率化設備による一次エネルギー消費量の削減量

(1) Eh：暖房設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきキガジュール）

暖房設備の一次エネルギー消費量は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間（1年間のうちで日平均外気温が15℃以下となるすべての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に暖房設備が設置されていない場合において、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「判断基準」という。）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号。以下「設計施工指針」という。）に適合するときは、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる暖房設備の一次エネルギー消費量を基準とする。なお、一次エネルギー消費量は、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び熱交換型換気の効果を検討して計算することとする。

$$Eh = \sum_{i=1}^n (Ch_i \times Qh_{h,i} + Hh_{h,i} \times ECEL_i - 3600) \times 10^{-6}$$

Eh : 暖房設備の一次エネルギー消費量（単位 1年につきキガジュール）

Ch_i : 時刻tにおける暖房設備iの一次エネルギー消費係数

Qh_i : 時刻tにおける暖房設備iによる1時間あたりの処理負荷（単位 1時間につきキロジュール）

Hh_i : 時刻tにおける暖房設備iにより処理されない1時間あたりの負荷（単位 1時間につきキロジュール）

m : 暖房設備の数

n : 1年に暖房する時間（単位 時間）

ECEL : 電気の一次エネルギー換算係数（単位 1キロワット時につきキロジュール）

γ Ch_i : 時刻tにおける暖房設備iの一次エネルギー消費係数

暖房設備の一次エネルギー消費係数は、設備の種類、性能、仕様並びに外気の温度及び暖房設備による処理負荷等を勘案した数値とする。

γ Qh_i : 時刻tにおける暖房設備iによる処理負荷（単位 1時間につきキロジュール）

暖房設備による処理負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷を超えない場合は暖房負荷とし、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷以上となる場合は当該暖房設備による最大処理負荷とする。この場合において、最大処理負荷は、設備の種類、性能、仕様及び外気の温度等を勘案した数値とする。

γ Hh_i : 時刻tにおける暖房設備iにより処理されない負荷（単位 1時間につきキロジュール）

暖房設備により処理されない負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷以上となる場合において暖房負荷から最大処理負荷を減じた値とし、暖房負荷が暖房設備による最大処理負荷を超えない場合は0とする。

二 暖房負荷（単位 1時間につきキロジュール）

(イ) 暖房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

- ① 暖房設備の運転時間と温度設定
- ② 居住者の在室時間と在室人数
- ③ 局所換気および全般換気の運転時間と換気量
- ④ 家電製品の運転時間と発熱量
- (ロ) 外気温（日平均外気温を含む。(2)ハロにおいて同じ。）については、別表第1に定める地域の区分ごとの気象条件を代表する5年間以上の気象データの平均を使用すること。

- (イ) 暖房負荷の計算においては、次に掲げる熱を勘案すること。
 - (1) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - (ii) 換気又は漏気によって発生する熱
 - (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

(2) Ec: 冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

冷房設備の一次エネルギー消費量は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間 (1年間のうちで暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に冷房設備が設置されていない場合において、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が、判断基準又は設計施工指針に適合するときは、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる冷房設備の一次エネルギー消費量を基準とする。なお、一次エネルギー消費量は、当該住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び通風のための措置を勘案して計算することとする。

$$Ec = \sum_{i=1}^n (C_{c,i} \times Q_{c,i}) \times 10^{-6}$$

Ec : 冷房設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

C_{c,i} : 時刻tにおける冷房設備iの一次エネルギー消費係数

Q_{c,i} : 時刻tにおける冷房設備iによる1時間あたりの処理負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

m : 冷房設備の数

n : 1年に冷房する時間 (単位 時間)

i : C_{c,i}: 時刻tにおける冷房設備iの一次エネルギー消費係数

冷房設備の一次エネルギー消費係数は、設備の種類、性能、仕様並びに外気の温湿度及び冷房設備による処理負荷等を勘案した数値とする。

Q_{c,i}: 時刻tにおける冷房設備iによる処理負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

冷房設備による処理負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷量及び処理潜熱負荷量の合計とする。この場合において、最大処理負荷は、設備の種類、性能、仕様及び外気の温湿度等を勘案した数値とし、最大処理負荷を超えた冷房負荷は、次の時刻の冷房負荷に加える (次の時刻に冷房設備が稼働する場合に限る。)ものとする。

(1) 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大処理顕熱負荷を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大処理顕熱負荷以上となる場合は当該冷房設備による最大処理顕熱負荷とする。

(2) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大処理潜熱負荷以上となる場合は当該冷房設備による最大処理潜熱負荷とする。

ハ 冷房負荷 (単位 1時間につきキロジュール)

(4) 冷房負荷の計算においては、次に掲げるスケジュール等を勘案すること。

① 冷房設備の運転時間と温度設定

② 居住者の在室時間と在室人数

③ 局所換気および全数換気の運転時間と換気量

④ 家電製品の運転時間と発熱量

(5) 外気温については、別表第1に定める地域の区分ごとの気象条件を代表する5年間以上の気象データの平均を使用すること。

(6) 冷房負荷の計算においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

① 顕熱

(i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii) 換気 (通風の) のための措置を含む。②において同じ。)又は漏気によって輸送される熱

(iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱

(v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

② 潜熱

(i) 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱

(ii) 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱

(iii) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱

(3) E_v: 全般換気用の機械換気設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

機械換気設備の一次エネルギー消費量は、設備ごとの消費電力に当該設備の年間稼働時間を乗じ、次の式により算出するものとする。この場合において、季節等によって運転モード等の消費電力が異なる設備は、それぞれの期間ごとに計算を行い、積算するものとする。

$$E_v = \sum_{i=1}^n \sum_{t=1}^m P_{v,i,t} \times E_{BCEL} \times 10^{-9}$$

E_v : 機械換気設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

P_{v,i,t} : 時刻tにおける機械換気設備iの消費電力 (単位 ワット)

M : 機械換気設備の数

n : 機械換気設備iの年間の稼働時間 (通年稼働のものは8760) (単位 時間)

E_{CEL} : 電気の一次エネルギー換算係数 (単位 1キロワット時につきキロジュール)

(4) E_l: 照明設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

照明設備の一次エネルギー消費量は、居室以外の室を含む住戸全体の各室における年間を通じての照明設備の一次エネルギー消費量の合計とし、照明設備の種類、性能、仕様及び使用状況等に依り、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に照明設備が設置されていない場合にあつては、当該住宅の照明設備の一次エネルギー消費量は、11.6 (単位 1年につきキガジュール) とする。

$$E_l = \sum_{j=1}^n \left(\sum_{i=1}^m (P_{l,i} \times I_{l,i}) \times t_j \times C_{l,j} \right) \times E_{CEEL} \times 10^{-9}$$

E_l : 照明設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

P_{l,i} : 室jにおける照明設備iの消費電力 (単位 ワット)

I_{l,i} : 室jにおける照明設備iの台数

m : 室jにおける照明設備iの種類の数

t_j : 室jの年間点灯時間 (単位 時間)

C_{l,j} : 室jに関する照明制御等による補正係数

n : 室の数

(5) E_w: 電気の一次エネルギー換算係数 (単位 1キロワット時につきキロジュール)

E_w: 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

給湯設備の一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。ただし、住宅の新築時に給湯設備が設置されていない場合にあつては、当該住宅の給湯設備の一次エネルギー消費量は、別表第1に掲げる地域の区分に応じて別表第2に掲げる給湯設備の一次エネルギー消費量とする。

$$E_w = C_w \times I_w$$

E_w : 給湯設備の一次エネルギー消費量 (単位 1年につきキガジュール)

C_w : 給湯設備の一次エネルギー消費係数

I_w : 年間給湯負荷 (単位 1年につきキガジュール)

千葉県

いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市、(旧佐原市を除く。)、山成市、横芝光町、千葉市、市原市、船橋市、鎌倉市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌倉市、君津市、富津市、新安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、東庄町、多古町、東金町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柳町、長南町、大多喜町、御宿町、館南町、

東京都

東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県

愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、相模原市に属する。、真鶴町、河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢町、平塚市

石川県

白山市 (旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市町

福井県

福井市 (旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町 (旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町 (旧河野村に限る。)、敦賀市

山梨県

南都町 (旧富沢町に限る。)

岐阜県

岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市 (旧根尾村を除く。)、掛斐川町 (旧掛斐川町に限る。)、海津市、大垣市、上石津町、池田町、北方町

静岡県

静岡市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、伊東市、裾野市、掛川市、菊川市、豊川市、津市、牧之原市、吉田町、吉田町、森町、新居町

愛知県

名古屋市の国市、伊豆市、西伊豆町 (旧賀茂村に限る。)、旧水窪町を除く。、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、伊東市、裾野市、掛川市、菊川市、豊川市、津市、牧之原市、吉田町、吉田町、森町、新居町

三重県

いなべ市、伊勢市、亀山市 (旧亀山市に限る。)、熊野市 (旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市 (旧飯伊勢町、旧紀高北町、多気町、木曾岬町、津市、旧日美杉村を朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町)

滋賀県

大津市 (旧大津市に限る。)

京都府

京都市市、(旧京都市に限る。)、京丹後市 (旧大宮町、旧久美浜町を除く。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町

大阪府

大阪市、堺市 (旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、東大阪市、箕面市、守口市、枚方市、茨木市、泉南市、豊中市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東淀川市、四條畷市、交野市、大塚狭山市、阪南市、忠岡町、服部町、田尻町、岬町

兵庫県

神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつぎ市 (旧揖保川町、旧御津町に限る。)、南あわじ市、豊岡市 (旧竹野町に限る。)、香美町 (旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町

和歌山県

和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市 (旧熊野川町に限る。)、田辺市 (旧御神村、湯浅町、印南町、みなべ町、日高川町、有田川町 (旧清水町を除く。))、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村

鳥取県

鳥取市 (旧鳥取市、旧福部村、旧高岡町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町

島根県

松江市 (旧八雲村、旧玉湯町を除く。)、出雲市 (旧佐田町を除く。)、浜田市 (旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、(旧益田市に限る。)、江津市 (旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、委川町

岡山県

岡山市 (旧岡山市、旧瀬崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町

広島県

広島市 (旧広島市に限る。)、呉市、福山市、三原市 (旧大和町、旧大井町を除く。)、大竹市、(旧庄原市、旧庄原市に限る。)、廿日市市 (旧佐伯町、旧吉和町を除く。)、尾道市 (旧尾道市を除く。)、福山市 (旧神辺町、旧新市町を除く。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町

山口県

山口市、宇部市、下関市 (旧豊田町、旧下関市を除く。)、岩国市 (旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野市、周南市 (旧鹿野町を除く。)、周防大島町、長門市、萩市 (旧田布鹿町、旧むつみ村、旧旭村を除く。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布鹿町、平生町、阿武町

徳島県

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市 (旧木原平村を除く。)、那賀市 (旧木沢村、旧木頭村、神山町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上勝町、佐那河内村、石井町、石井町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上勝町、佐那河内村、石井町、阿武町

香川県

高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、多度津市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、度津町

愛媛県

松山市、新居浜市 (旧別子山村を除く。)、今治市、西条市、西予市 (旧城川町を除く。)、大洲市 (旧河辺村を除く。)、東温市、四国中央市、伊予市 (旧伊予町、旧伊予島町を除く。)、砥部町 (旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町 (旧伊方町に限る。)、松前町、松野町

高知県

高知市 (旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、佐川町、日高町、津野町 (旧葉山村に限る。)、黒潮町 (旧佐賀町に限る。)

福岡県

福岡市 (博多区、中央区、南区、城南区を除く。)、八幡市、豊前市、柳川市、筑紫野市、久留米市、宮若市、筑後市、朝倉市、行橋市、豊前市、柳川市、筑紫野市、春日市、大野城市、大宰府市、原市、宇美市、みやま市、上毛町、筑上町、筑前町、春日市、東峰村、福智町、那珂阿蘇川町、宇美市、みやま市、上毛町、筑上町、久保町、志摩町、岩屋町、那珂阿蘇川町、宇美市、みやま市、上毛町、筑上町、二丈町、志摩町、岩屋町、那珂阿蘇川町、宇美市、みやま市、上毛町、筑上町、添田町、奈田町、川崎町、大任町、赤松、刈田町、吉富町

佐賀県

佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやま市、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町

長崎県

佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿島市、白石町、みやま市、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町

熊本県

熊本市、合志市、山鹿市、天草市 (旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市 (旧松島町に限る。)、宇城市 (旧三角町を除く。)、八代市 (旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市、宇城町、あさき町、和木町、水川町、玉泉町、南関町、長洲町、長洲町、大津町、美里町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓々村、峯北町

大分県	大分市 (旧野津原町を除く。)、宇佐市 (旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市 (旧山香町を除く。)、国東市、佐伯市 (旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧塩川村に限る。)、中津市、日田市 (旧日田市に限る。)、豊後高田市 (旧緒方町、旧緒方町、旧朝地町を除く。)、由布市 (旧抜間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
備考	この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。
2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、次のとおり区分とする。	
(1) 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、I b 地域に区分されるものとする。	青森県 十和田市 (旧十和田湖町に限る。)、七戸町 (旧七戸町に限る。)、田子町 岩手県 久慈市 (旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
(2) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II 地域に区分されるものとする。	北海道 函館市 (旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、本古内町、八雲町 (旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町 (旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市 (旧栗駒町、旧一泊町、旧鷲沢町、旧花山村に限る。) 山形県 米沢市、鶴岡市 (旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大正町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川内町、小国町、白鷹町、飯豊町 福島県 会津若松市 (旧河東町に限る。)、白河市 (旧大信村に限る。)、須賀川市 (旧長沼町に限る。)、喜多方市 (旧塩川町を除く。)、田村市 (旧新坂村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、梅枝原村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村 栃木県 日光市 (旧今市市を除く。)、那須塩原市 (旧塩原町に限る。) 群馬県 沼田市 (旧沼田市を除く。)、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町 (旧水上町に限る。) 新潟県 十日町市 (旧中里村に限る。)、魚沼市 (旧大広瀬村に限る。)、津南町 山梨県 富士吉田市、北杜市 (旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町 (旧河口湖町に限る。) 長野県 長野市 (旧長野市、旧大岡村を除く。)、松本市 (旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市 (旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市 (旧長谷村を除く。)、六野市、根市、中野市 (旧中野市に限る。)、大町市、小釜山市、茅野市、埴原市、佐久市、千曲市 (旧更埴市に限る。)、小海町、川上村、南牧村、南相模村、辰野町、木曾町、佐久穂町、野井沢町、立科町、長和町、富士見町、原村、下郷村、上松町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村 (旧津台村に限る。)、富平村、白馬村、小谷村、木曽村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、信濃町、飯綱町 岐阜県 高山市、飛騨市 (旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村 愛知県 (3) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III 地域に区分されるものとする。 青森県 青森市 (旧青森市に限る。)、深浦町 宮古市 (旧新里村を除く。)、大船渡市、一関市 (旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町 秋田市 (旧河辺町を除く。)、能代市 (旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市 (旧由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町 (旧琴丘町を除く。)、八峰町、大湯村

茨城県	土浦市 (旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市 (旧美和村に限る。)、笠間市 (旧岩間町に限る。)、筑西市 (旧岡城町を除く。)、かすみがうら市 (旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市 (旧玉里村を除く。)、天子町
群馬県	高崎市 (倉瀬村に限る。)、桐生市 (旧黒保根村に限る。)、沼田市 (旧沼田市に限る。)、渋川市 (旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市 (旧松井田町に限る。)、みどり市 (旧栗村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町 (旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市 (旧大滝村に限る。)、小鹿野町 (旧河神村に限る。) 奥多摩町
東京都	富山県 富山市 (旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市 (旧宇奈月町に限る。)、南砺市 (旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町 石川県 白山市 (旧吉野谷村、旧尾口村、旧白糠村に限る。) 福井県 大野市 (旧和泉村に限る。) 山梨県 甲府市 (旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市 (旧三富村に限る。)、北杜市 (旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市 (旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町 (旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村 岐阜県 中津川市 (旧中津川市、旧長野県本曾郡山口村を除く。)、惠那市 (旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市 (旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市 (旧美並村を除く。)、下呂市 (旧金山町を除く。)、東白川村 愛知県 豊田市 (旧桶狭山町に限る。) 兵庫県 養父市 (旧関宮町に限る。)、香美町 (旧香住町を除く。) 奈良県 奈良市 (旧都祁村に限る。)、五條市 (旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市 (旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村 和歌山県 かつらぎ町 (旧花園村に限る。)、高野町 鳥取県 倉吉市 (旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町 鳥根県 奥出雲町、飯南町、美郷町 (旧大和村に限る。)、邑南町 (旧石見町を除く。) 岡山県 津山市 (旧阿波村に限る。)、高梁市 (旧備中町に限る。)、新見市、真庭市 (旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町 (旧鏡野町を除く。) 広島県 府中市 (旧上下町に限る。)、三次市 (旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市 (旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市 (旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町 (旧加計町を除く。)、北広島町 (旧豊平町を除く。)、世羅町 (旧世羅西町を除く。)、神石高原町 徳島県 三好市 (旧東祖谷山村に限る。) 高知県 いの町 (旧本川村に限る。)
(4) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、IV a 地域に区分されるものとする。	いわき市、広野町、樺葉町、富岡町、大隈町、双葉町 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市 (旧氏家町に限る。)、那須烏山市、大平町、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、下野町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町 新潟県 新潟市 (旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市 (旧下田村を除く。)、柏崎市 (旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市 (旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市 (旧上越市、旧糸魚川町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧立町に限る。)、旧三和村、旧各立町、阿賀野市 (旧古ヶ瀬村、旧神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村 阿智村 (旧清内路村に限る。)、大鹿村 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町 長野県 長野市、高千穂町、五ヶ瀬町 宮崎県

(2) 窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能に関する評価点は、地域の区分及び各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとす。

地域	項目	措置状況	点数
一般地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	40
		窓面積比率が20%以上40%未満	25
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	35
		複層ガラス(低放射複層ガラスを除く。)を採用 上記に掲げるもの以外	30 0
寒冷地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	25
		窓面積比率が20%以上40%未満	20
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用 上記に掲げるもの以外	15 0
		窓の面積	窓面積比率が20%未満 窓面積比率が20%以上40%未満 窓面積比率が40%以上
暑熱地域	ガラスの種類	高性能熱線反射ガラスを採用 熱線反射ガラスを採用 上記に掲げるもの以外	20 10 0
		水平ひさし	出寸法が1.0m以上 出寸法が0.5m以上1.0m未満 出寸法が0.5m未満

- 1 「窓面積比率」とは、外壁に占める窓の面積の割合をいう。
- 2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、JIS R 3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。
- 3 「複層ガラス」とは、JIS R 3209(複層ガラス)に規定する複層ガラスをいう。
- 4 「高性能熱線反射ガラス」とは、JIS R 3221(熱線反射ガラス)に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が2種又は3種のもをいう。
- 5 「熱線反射ガラス」とは、JIS R 3221(熱線反射ガラス)に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が1種のもをいう。

1の表第1～2の次に次の一表を加える。

表第1—1	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
別表第1(1)項に掲げる用途	-45	-70	70
別表第1(2)項に掲げる用途	-30	-15	-65
別表第1(3)項に掲げる用途	-30	-10	-45
別表第1(4)項に掲げる用途	5	10	-10
別表第1(5)項に掲げる用途	35	10	30
別表第1(6)項に掲げる用途	-15	-45	5
別表第1(7)項に掲げる用途	-45	-90	70

1の表第1—1の次に次の一表を加える。

表第1—2	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
別表第1(1)項に掲げる用途	40	35	85
別表第1(2)項に掲げる用途	25	45	50
別表第1(3)項に掲げる用途	30	35	45
別表第1(4)項に掲げる用途	35	55	50
別表第1(5)項に掲げる用途	35	55	50
別表第1(6)項に掲げる用途	40	40	65
別表第1(7)項に掲げる用途	40	40	65

循環配管もしくは一次側配管に設けるバルブ及びフランジに保温仕様3を採用	2
循環配管及び一次側配管の経路長及び管径は最小としている。	2
先止まり配管の経路長及び管径は最小としている。	1

- 「循環配管」とは、給湯配管のうち行き管と戻り管が組み合わされた複管式の配管をいう。
- 「先止まり配管」とは、給湯配管のうち行き管だけの単管式の配管をいう。
- 「一次側配管」とは、熱源と給湯用熱交換器を循環する熱媒のための配管をいう。
- 「保温仕様1」とは、管径が40ミリメートル未満の配管にあつては、保温材の厚さが30ミリメートル以上、管径が40ミリメートル以上125ミリメートル未満の配管にあつては、保温材の厚さが40ミリメートル以上、管径が125ミリメートル以上の配管にあつては、保温材の厚さが50ミリメートル以上とした仕様をいう。
- 「保温仕様2」とは、管径が50ミリメートル未満の配管にあつては、保温材の厚さが20ミリメートル以上、管径が50ミリメートル以上125ミリメートル未満の配管にあつては、保温材の厚さが25ミリメートル以上、管径が125ミリメートル以上の配管にあつては、保温材の厚さが30ミリメートル以上とした仕様をいう。
- 「保温仕様3」とは、管径が125ミリメートル未満の配管にあつては、保温材の厚さが20ミリメートル以上、管径が125ミリメートル以上の配管にあつては、保温材の厚さが25ミリメートル以上とした仕様をいう。
- 「保温材」とは、熱伝導率(単位1メートル1度につきワット)が0.044以下の材料をいう。

(2) 給湯設備の制御の方法に関する評価点は、措置状況に応じて次の表に掲げる点数とする。

措置	状況	点数
循環ポンプについては、給湯負荷に応じた流量制御又は台数制御、発停運転等の制御方式を採用		2
共用部の洗面所の給水栓については、自動給水栓を採用		2
節水型の自動温度調整器付きシャワーを採用		5

- 潜熱回収型給湯機又はヒートポンプ式給湯機を採用している場合の評価点は、10とする。
- 太陽熱を熱源として利用する場合の評価点は、10とする。
- 給水を予熱する場合の評価点は、5とする。
- 「省エネ」及び「6-3」の「から6-4まで」及び「エレベーターに関して6-11」の「エレベーター(設置台数が3台以上のもにに限る。以下6-2から6-4までにおいて同じ。)」に関して「6-11」に定める「図面」のと、同表(1)項に掲げる用途に供する建築物でエレベーターの台数が2台以下の場合には「1」を定める。
- 延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設けるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の表に掲げるエレベーターの制御に関する評価点の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

措置	状況	点数
可変電圧可変周波数制御方式(電力回生制御あり)を1台以上採用		40
可変電圧可変周波数制御方式(電力回生制御なし)を1台以上採用		20
上記に掲げるもの以外		0

図紙第一冊	420	340	420 (ただし、寒冷地域にあつては470)	340 (ただし、寒冷地域にあつては370)
-------	-----	-----	------------------------	------------------------

図紙第一冊 図紙第十一冊 図紙十二冊 図紙十三冊 図紙十四冊 図紙十五冊 図紙十六冊 図紙十七冊 図紙十八冊 図紙十九冊 図紙二十冊 図紙二十一冊 図紙二十二冊 図紙二十三冊 図紙二十四冊 図紙二十五冊 図紙二十六冊 図紙二十七冊 図紙二十八冊 図紙二十九冊 図紙三十冊 図紙三十一冊 図紙三十二冊 図紙三十三冊 図紙三十四冊 図紙三十五冊 図紙三十六冊 図紙三十七冊 図紙三十八冊 図紙三十九冊 図紙四十冊 図紙四十一冊 図紙四十二冊 図紙四十三冊 図紙四十四冊 図紙四十五冊 図紙四十六冊 図紙四十七冊 図紙四十八冊 図紙四十九冊 図紙五十冊

断熱性能に関する基準
 躯体の断熱性能等に関する基準
 躯体(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。))又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等(以下「躯体」という。以下同じ。)を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、次の(1)及び(3)又は(2)及び(3)に定める基準によること。

- 躯体の断熱性能等に関する基準
 躯体(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。))又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等(以下「躯体」という。以下同じ。)を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、次の(1)及び(3)又は(2)及び(3)に定める基準によること。
 (1) 躯体の熱貫流率の基準
 鉄筋コンクリート造、組構造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅にあつては熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。)となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあつては熱橋となる部分(壁に設けられる骨格材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部	位	熱貫流率の基準値						
				地域の区分						
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	壁	I	II	III	IV	V	VI	
				0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37	0.39

その他の住宅	外断熱工法	床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	
			土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	
		壁	土間床等の外周	その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83
			屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	
			壁	0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	0.86	1.76	0.86	0.86	
		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	
			その他の部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	0.58	
			土間床等の外周	外気に接する部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	
		屋根又は天井	0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	
			壁	0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	
			床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	
土間床等の外周	その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48	0.48			
	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53				
	その他の部分	0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76				

1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあつては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成してある材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する場合は、1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成してある材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいふ。

2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体以下同様。

(2) 断熱材の熱抵抗の基準

1 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工方法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の住宅の壁であつて外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、ロによるものとする。

住宅の種類	断熱材の施工法	部	位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)							
				地域の区分							
				I	II	III	IV	V	VI		
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	壁	3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5		
			床	2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	0.3		
			土間床等の外周部	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	2.1	
		外断熱工法	壁	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	
				その他の部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8	
				その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井	壁	3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0		
			床	1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3		
			土間床等の外周部	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	
		木造の住宅	充填断熱工法	土間床等の外周部	その他の部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8
				外気に接する部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	
				その他の部分	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	壁	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		
			床	3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2		
			土間床等の外周部	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	3.3	
		外断熱工法	壁	外気に接する部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
				その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
				その他の部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	1.7	
	赤土断熱工法	屋根又は天井	壁	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	0.5		
			床	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6		
			土間床等の外周部	その他の部分	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
		赤土断熱工法	壁	外気に接する部分	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
				その他の部分	3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
				その他の部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	3.1	
赤土断熱工法	床	外気に接する部分	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	2.0			
		その他の部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	1.7			
		その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	0.5			

木造又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		壁		床		土間床等の外周部		その他の部分	
		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
1	木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて柱の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
2	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて柱の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
3	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
4	一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法に於いた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。										
5	鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、「外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内断熱工法」とみなすことができるものとする。										
6	木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合、又は、外張部分の断熱材の熱抵抗の値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「充填断熱工法」とみなすことができるものとする。										
7	土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は面方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。										
8	Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（下記9若しくは10を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。										
9	Ⅳ及びⅤ地域において開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率を2.33以下とした場合は、上表に掲げる壁の基準値を0.6以上とすることができる（上記8若しくは下記10を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。										

10 次のいずれかに該当する場合は、屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（上記8若しくは9を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。

(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値と当該屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値との差に0.3を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。

(2) 開口部の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下、Ⅵ地域にあっては4.65以下である場合。

(3) 開口部の建具等を4(2)に掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、4(2)イの表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅲ」とし、「Ⅳ」とあるのは「Ⅴ及びⅥ」とし、「Ⅴ」とあるのは「Ⅵ」とし、同表の「Ⅶ」欄は適用しないものとする。

11 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450ミリメートル以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450ミリメートル以上となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

12 鉄筋コンクリート造等の住宅でその壁が内断熱工法により施工された場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合は、壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。

(1) 開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.33以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては3.49以下である場合。

(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に1.5を乗じた値以上とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下である場合。

13 一戸建住宅以外の部分については、「その他の部分」とみなすことができる。

ロ 鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部	断熱材を施工する箇所の区分			
			(単位 1ワットにつき平方メートル・度)	鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
Ⅰ	0.56以上	無し	無し	1.91	2.12	0.72
			有り	1.91	3.57	
	0.15以上0.56未満	無し	無し	1.91	2.43	
			有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	無し	1.91	3.00	
			有り	1.91	3.57	1.43

II	0.56以上	無し	0.63	1.08	/
		有り	0.63	2.22	
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	/
		有り	0.85	2.22	
	0.15未満	無し	1.27	1.72	/
		有り	1.27	2.22	
III, IV, V及びVI	0.56以上	無し	0.08	1.08	/
		有り	0.08	2.22	
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	/
		有り	0.31	2.22	
	0.15未満	無し	0.63	1.72	/
		有り	0.63	2.22	

(3) 構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。)においては、次のイからホまでに定める基準により、断熱補強(熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。)を行うこと。なお、柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900ミリメートル以上の場合には構造熱橋部として扱うこととし、900ミリメートル未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として扱うこととする。

イ 断熱補強の熱抵抗の値は、床、間仕切壁等の面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。ただし、壁が外断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の(イ)から(イ)のいずれかに該当する場合には、断熱補強を省略することができる。

(イ) 屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.3を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率がⅢ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下である場合。

(ロ) Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.5を乗じた値以上とした場合。

(ハ) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる壁の基準値に1.6を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率がⅢ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下である場合。

断熱材の施工法	地域の区分					
	I	II	III	IV	V	VI
内断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600		450	/	/
断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6		0.6	/	/
外断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	450	300		200	/	/
断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6		0.6	/	/

ロ 壁が内断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合にはあつては、壁と屋根の取合部における構造熱橋部を除いて、3(3)イに定める断熱補強の範囲及び断熱補強の熱抵抗の基準値を次の表の内容とすることができる。

(イ) 屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.3を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。以下ハ、ニ及びホにおいて同じ。)の熱貫流率が、Ⅲ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下である場合。

(ロ) Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.8を乗じた値以上とした場合。

断熱材の施工法	地域の区分					
	III	IV	V			
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出していない場合	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	200	200	200	200	
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.3	0.2	0.2	0.2	
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	断熱補強の範囲	梁又は柱の突出先端部までの長さ				
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.3	0.2	0.2	0.2	

1) 梁又は柱の部分の断熱補強は、連続する壁又は屋根の断熱材の熱抵抗の値と同じとする(以下ハ、ニ及びホにおいて同じ。)

ハ IV及びV地域において、壁が内断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の式によつて算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合にあっては、3(3)イにかかわらずそれれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 20 + 16 \times Cr + 21 \times Cw - 12 \times Um$$

この式において、Cr、Cw、Umは、それぞれ次の数値を表すものとする(以下二及び六において同じ)。

Cr 屋根又は天井に施工する断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値で除した値

Cw 壁に施工する断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値で除した値

Um 開口部の熱貫流率

構造熱橋部の形状	Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる箇所		
	床面のみ	壁面のみ	全ての部位
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	16.8	8.7	24.8
構造熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	11.2	9.0	19.6
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	15.2	14.4	29.0

二 Ⅲ地域において、壁が外断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の式によつて算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合にあっては、3(3)イにかかわらずそれれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 6 + 17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$$

構造熱橋部の形状	Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる箇所		
	床と壁の取合部又は壁と壁の取合部	壁と屋根の取合部	全ての部位
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	3.2	4.2	7.2
構造熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	8.8	5.7	14.3
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	5.8	17.2	20.3

ホ IV及びV地域において、壁が外断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次の式によつて算出される数値が、3(3)イの表に掲げる数値以上となる場合にあっては、3(3)イにかかわらずそれれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 20 + 17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$$

四 母 「(1)又は(2)並びに(3)及び(4)」を「(1)又は(2)」と読みかへる。

五 母 「開口部」S1と「窓の面積(当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積。以下4において同じ)」が住宅の床面積の合計に0.02を乗じた値以下となるものを除くことができる。以下(2)のイにおいて同じ。」を「S1、S2」と読みかへる。

六 母 「(当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積)S1及び「延べ面積」を「住宅の床面積の合計」と読みかへる。」「数値をいう。」S1と「以下同じ。」S2及び「であること。」S1と「(なお、当該窓の上部に張り出し寸法1,200ミリメートル以上のひさし(共用廊下、バルコニー等を含む。)がある場合には、当該窓の夏期日射侵入率が0.7を乗じた値とすることができる。)」S2を「(当該窓の面積が住宅の床面積の合計に0.04を乗じた値以下となるものを除くことができる。)の建具」S1と読みかへる。」「S1及び「S2」を「S1及び「S2」と読みかへる。」

地域の区分	方位	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
I 及び II	全方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.70以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
Ⅲ	全方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.57以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.60以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
IV 及び V	全方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.49以下であるもの ロ 軒等を設けるもの ハ 内付けアラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの
	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの
VI	全方位	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.43以下であるもの ロ 遮熱複層ガラス又は遮熱低放射複層ガラスに、付属部材又はひさし、軒等を設けるもの ハ 紙障子又はこれと同等以上の日射遮蔽性能を有する付属部材を設けるもの ニ 付属部材及びひさし、軒等を設けるもの
	真北±30度の方位	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射侵入率が0.66以下であるもの ロ 付属部材を設けるもの

- 1 「ガラスの日射侵入率」は、日本工業規格 R 3106-1998 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) に定める測定方法によるものとす。
- 2 「遮熱層ガラス」とは「熱線放射ガラス又は熱線放射ガラス等を使用して日射侵入率を低下させた複層ガラス」を「熱線放射ガラス」とし日本工業規格 R 3221-2002 (熱線放射ガラス) に定める日射熱遮断性能による区分のうち 2 種及び 3 種に該当する熱線放射ガラスをいう。
- 3 「付属部材」とは、レーヌカーテン、内付けブラインド (窓の直近内側に設置されるペネシヤインド (窓の直近外側に設置され、金属製スラック等により日射熱遮断性能を有するブラインド) またはこれと同等以上の遮断性能を有する可変ブラインド)、紙障子、外付けブラインド (窓の直近外側に設置され、金属製スラック等により日射熱遮断性能を有するブラインド) またはこれと同等以上の遮断性能を有するブラインド (ペネシヤインド) をいう。若しくはブラインド (ペネシヤインド) を用いたブラインド (ペネシヤインド) をいう。若しくはブラインド (ペネシヤインド) を用いたブラインド (ペネシヤインド) をいう。若しくはブラインド (ペネシヤインド) を用いたブラインド (ペネシヤインド) をいう。
- 4 「V」は、軒等」とは、オーバーハング型日除けで、東南から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものという。
- 5 IV 地域及びV 地域においては、I の表のⅡ地域について定める建具の種類又はその組合せに該当し、又はこれらと同等以上の性能を有するものである場合にあっては、この表のⅡ地域について定める事項によることができる。

4 ②改訂後の断熱性能の向上を図るための措置

5 断熱材に関する基準

断熱材の施工に当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。

- (1) 断熱材は、必要な部分に隙間なく施工すること。
- (2) 外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に對し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合には、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に気流止めを設けること。
- (3) 間仕切壁と天井又は床との取合部において、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に對し開放されている場合には、当該取合部に気流止めを設けること。なお、屋根を断熱構造とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。
- (4) グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、グラスウール系断熱材 (日本工業規格 A 9511 (発泡グラスウール保温材) に規定するもの、日本工業規格 A 9526 (建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム) に規定する吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 又は A 種 2 に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。) その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合には、防湿層 (断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への湿気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。) を設けること。

断 層

11の断熱材 11の断熱材 11の断熱材